

## 5 下水道事業

### 1 事業数

平成20年度末現在の事業数は、70事業で前年度と同じである。

(内訳)

法適用企業 3事業

法非適用企業 67事業

事業名	事業数
公共下水道事業	34
特定環境保全公共下水道事業	12
特定公共下水道事業	2
農業集落排水事業	20
特定地域生活排水処理事業	2
団体数	45 (組合1含む)

### 2 下水道事業の概要

下水道は、汚水の処理による生活環境の改善及び公共用水域の水質保全と、雨水の排除による浸水の防除という機能を果たすもので、県内で公営企業として実施されている下水道事業には次のようなものがある。

#### ①公共下水道

主として市街化区域における雨水や汚水等を道路の地下等に敷設した管渠で排除し、終末処理場で処理するもの(単独公共下水道)、又は流域下水道に接続するもの(流域関連公共下水道)である。公共下水道事業は、原則として市町村が実施する。

②の特定環境保全公共下水道及び③の特定公共下水道も公共下水道の一種であり、これらを含めた公共下水道を広義の公共下水道、これらを除いたものを狭義の公共下水道という。

#### ②特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち、市街化区域(市街化区域が設定されていない都市計画区域においては既成市街地及びその周辺)以外の区域において設置されるもの。

#### ③特定公共下水道

公共下水道のうち、特定の事業者の事業活動に主として利用され、当該下水道の計画汚水量のうち事業者の事業活動に起因し、又は付随する計画汚水量が概ね2/3以上を占めるもの。

#### ④流域下水道

河川や湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準の達成等のため、特に水質保全が必要である重要水域を対象とする根幹的な下水道で、2以上の市町村の区域における公共下水道から排除される下水を受け入れ、処理した上で公共用水域に放流するもの。

施設は、幹線管渠、ポンプ場、終末処理場等の根幹的施設からなり、設置及び管理は原則として都道府県が行う。

### ⑤農業集落排水施設

農業用排水の水質保全に寄与するため、農業集落における汚水を処理するもの。

※ ①～④は「下水道法」上の下水道、⑤は「下水道法」上の下水道以外の下水道

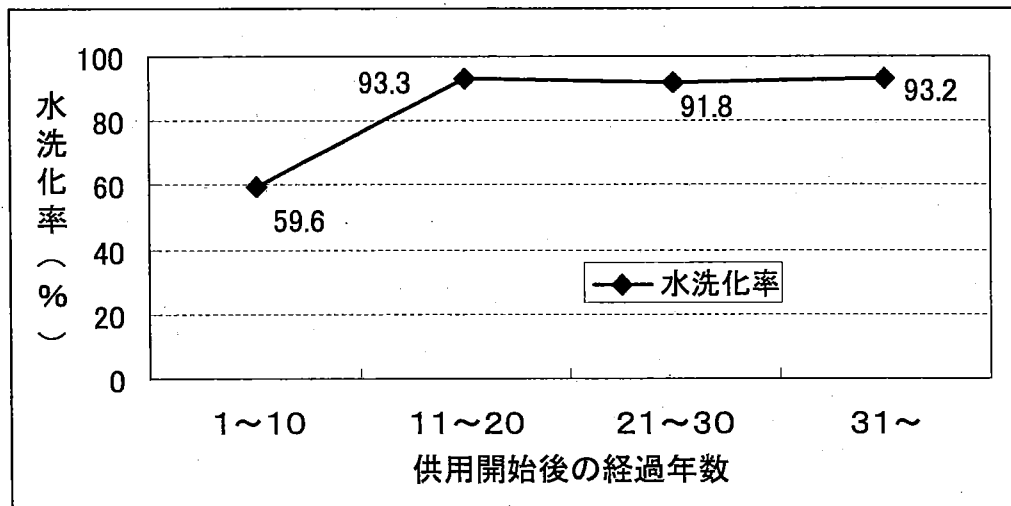
## 3 経営状況

### (1) 水洗化率〔現在水洗便所設置済み人口/現在処理区域内人口〕

水洗化率は、下水道事業の独立採算制を支える重要な要素であるが、通常これは供用開始後の経過年数に伴い上昇することとなる。本県では、供用開始後20年以上の団体の水洗化率は全国平均を上回っているが、供用開始後10年に満たない団体については、低い水準に留まっている。

#### 公共下水道（県内平均）

- ・ 供用開始後10年以下（2団体） 59.6%
- ・ 同11年以上21年未満（6団体） 93.3%
- ・ 同21年以上31年未満（11団体） 91.8%
- ・ 同31年以上（14団体） 93.2%



全国平均 経過年数10年 76.8% 経過年数20年 84.6%  
(平成19年度決算統計より)

(2) 使用料 [一般家庭用 20m<sup>3</sup>/月 (円)]

下水道に要する経費のうち汚水処理に係る部分は、一般会計の負担すべき経費を除いた維持管理費と資本費について使用料で回収することとされている。使用料単価の県内平均は、特別環境保全公共下水道と農業集落排水事業で全国平均を下回っている。

	公共下水道	特別環境保全 公共下水道	農業集落 排水事業
<b>一般家庭用 20m<sup>3</sup>/月 (円)</b>			
県平均	2,170	2,202	3,326
全国平均※	2,519	2,850	3,032
<b>使用料単価 (有収水量1m<sup>3</sup>あたりの使用料収入、円/m<sup>3</sup>)</b>			
県平均	137.06	145.67	132.96
全国平均※	133.72	150.30	139.16

※ 全国平均は平成19年度分

(3) 経費回収率 [使用料単価/汚水処理原価]

経費回収率とは、使用料による汚水処理に要した費用に対する回収程度を表す指標である。平成20年度の県内平均は、公共下水道で87.4% (前年度比6.5%)、特定環境保全公共下水道で58.9% (同△20.7%)、農業集落排水事業で38.7% (同4.3%) となっている。

経費回収率の全国平均 (平成19年度分)

- ・公共下水道 81.2%
- ・特定環境保全公共下水道 46.5%
- ・農業集落排水事業 41.8%

下水道事業では、一般会計が負担すべき経費を除いた汚水処理に要した費用は、使用料で賄うのが基本である。県内では、経費回収率が100%を超えている団体もある一方で、維持管理費の回収率が100%に達していない団体もあり、引き続き経営努力が求められる。

県内の該当団体数

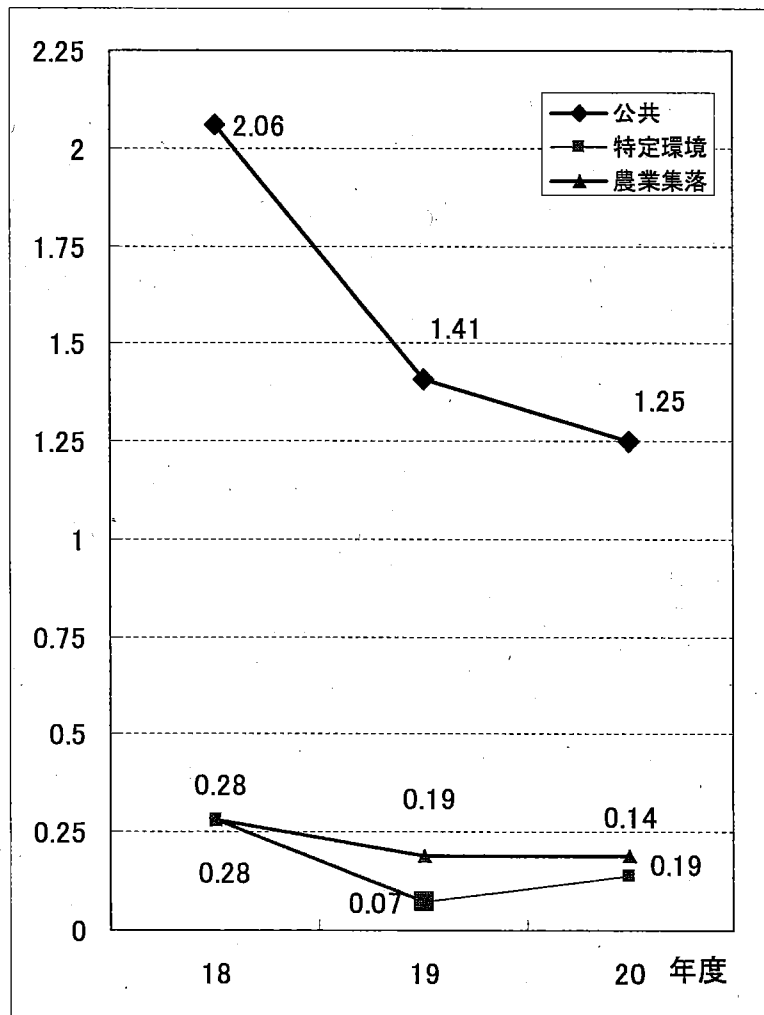
	公共下水道	特別環境保全 公共下水道	農業集落 排水事業
経費回収率≥100%	10	4	0
維持管理費に対する使用料 収入の割合<100%	5	2	17

#### (4) 基準外繰出金

下水道事業も公営企業として位置づけられる以上、一般会計が負担すべき経費を除いては独立採算で事業を行うのが原則であり、経費の負担区分に基づかない基準外繰入金に頼ってその経営を行うことは好ましくない。基準外繰入金は減少傾向にあるが、これは大規模な建設工事が減ったことや、分流式下水道に要する経費相当分をこれまで基準外で繰入っていた団体が基準内で繰入を始めたことが原因と考えられる。

- ・ 公共下水道 13,108,128円 (△10.0%)
- ・ 特定環境保全公共下水道 501,885円 (△17.1%)
- ・ 農業集落排水事業 876,894円 (△0.2%)

基準外繰入金（標準財政規模に対する比率%）



## 4 現状と課題

### (1) 最適な建設投資計画の策定

#### ① 現状

都市部の人口密集地で整備が始まった下水道は、次第に比較的人口規模が小さく、財政規模も小さい団体でも整備されるようになってきている。これらの団体は建設費が相対的に割高であるにもかかわらず、人口が少ないことから使用料収入も少なく、税金による赤字の穴埋めに依存せざるを得ない状況が長く続くことが予想される。

#### ② 今後の課題

特に市街化区域以外の地域については、多様な下水処理システム（特定環境保全公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント、合併処理浄化槽の導入など）が可能であるため、最も効果的な処理システムを選択することが重要である。一般的に下水道事業は、長期にわたり多額の建設投資を必要とするが、その負担が過大となった場合は地方公共団体の財政運営を圧迫する恐れがあるため、社会情勢の変化を把握し、適時適切な計画の見直しを行う必要がある。

### (2) 効率的な事業運営

#### ① 有収率の向上

下水道においては、管渠の接続部分、マンホール等からある程度の不明水が流入するのはやむを得ないものである。しかし、著しく有収率の低い団体にあっては、多量の不  
明水が発生する原因の究明とその削減に努める必要がある。

#### ② 水洗化率の向上

供用開始区域が拡大しても、区域内の水洗化が進まなければ使用料収入は増加しないので、水洗化の呼びかけ、水洗便所改造経費の貸付制度の活用等により水洗化率の向上に努めるべきである。

#### ③ 経費の削減

全ての業務の形態を見直し、さらなる業務の効率化を通して経費削減に努める必要がある。その際、民間への委託が可能なものについては、積極的に委託を検討することや、水道事業など地方公共団体の他部局間との共同処理、業務連携を促進すること。

### (3) 使用料水準の適正化

#### ① 現状

使用料で賄うことを要する経費のうち、実際に使用料で回収されている部分は87.4%（公共下水道、県平均）に過ぎない。1家庭当たりの標準的な使用料は1ヵ月20m<sup>3</sup>当たり2,170円（公共下水道、県平均）であり、水道料金口径13mm 3,123円、口径20m<sup>3</sup> 3,461円（ともに公共下水道を行っている団体の県平均）の69.5%、62.7%に留まっている。

## ② 今後の課題

経費回収率を高めるため、使用料対象経費を基礎に物価変動、事業の実施段階、地域の実情などを勘案して、常に適正な使用料水準の設定に努める必要がある。少なくとも基準外繰入金に頼っている団体については、自立・安定した経営基盤を築くため、また下水道処理区域内の住民と処理区域外の住民との負担の公平性を図るため、使用料の適正化が必要である。なお下水道財政研究委員会の提言では、2年ないしは3年程度の期間での改定が妥当とされている。